

一関市監査委員告示第6号

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和8年3月19日

一関市監査委員 及 川 弘 人  
一関市監査委員 加 藤 伸 弘  
一関市監査委員 佐 藤 浩

記

1 監査実施日及び対象

令和7年12月1日（月）

対 象	監査 区分	被監査者	
		団 体	担当課
興田市民センター（大東開発センター）、興田市民センター丑石体育館、天狗田体育館、中川体育館、京津畑体育館、興田体育館、大東バレーボール記念館、伊勢館公園野球場、伊勢館公園テニスコートの指定管理者による管理	指定 管理者	興田地区振興会	大東支所 地域振興課

令和8年1月29日（木）

厳美市民センター（自然休養村管理センター）、厳美市民センター山谷分館、厳美市民センター達古袋分館の指定管理者による管理	指定 管理者	厳し美しの里協議会	いきがいつ くり課
---	-----------	-----------	--------------

2 監査の範囲

令和6年度の財務等に係る事務の執行状況

3 監査の実施内容

監査は、関係書類、帳簿等の提出を求め、出納その他の事務内容を調査するとともに、関係団体及び担当課の職員から説明を受けることにより実施した。

なお、重点的に調査を行った項目は次のとおりである。

- (1) 団体指定の手続が関係法令、条例等に沿って適正に行われているか。
- (2) 指定管理料の算定が適正に行われ、支出方法・時期が適切か。
- (3) 施設の管理が関係法令、協定書、仕様書等に基づき適正、かつ効率的に行われているか。

るか、また、住民サービスの向上に努めているか。

- (4) 利用料金等の収納が会計規程等に沿って適正に行われ、運用されているか、また、チェック体制が整っているか。
- (5) 指定管理者から提出された事業報告書等の内容を十分精査し、担当課は管理の状況を的確に把握し、必要な指示を行っているか。
- (6) 管理業務に係る収支が他の事業に係る経費と明確に区別され、適正に処理されているか。

#### 4 監査の結果

別紙監査結果報告書のとおり

## 監査結果報告書

## 興田市民センターほか8施設

## 第1 指定管理の概要

施設名	興田市民センター（大東開発センター）、興田市民センター丑石体育館、興田市民センター天狗田体育館、興田市民センター中川体育館、興田市民センター京津畑体育館、興田市民センター興田体育館、大東バレーボール記念館、伊勢館公園野球場、伊勢館公園テニスコート
指定管理者	興田地区振興会
担当課	大東支所地域振興課

## (1) 施設の所在地

興田市民センター（大東開発センター）	：一関市大東町鳥海字細田 19 番地 2
興田市民センター丑石体育館	：一関市大東町鳥海字上野 105 番地 3
興田市民センター天狗田体育館	：一関市大東町沖田字峯岸 14 番地
興田市民センター中川体育館	：一関市大東町中川字中大畑 98 番地
興田市民センター京津畑体育館	：一関市大東町中川字上ノ山 59 番地 2
興田市民センター興田体育館	：一関市大東町鳥海字川又 4 番地
大東バレーボール記念館	：一関市大東町鳥海字細田 24 番地
伊勢館公園野球場	：一関市大東町鳥海字清水 22 番地
伊勢館公園テニスコート	：一関市大東町鳥海字細田 15 番地 1

## (2) 施設の設置目的

- ①興田市民センター、興田市民センター丑石体育館、興田市民センター天狗田体育館、興田市民センター中川体育館、興田市民センター京津畑体育館、興田市民センター興田体育館  
市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため
- ②大東開発センター  
産業開発の拠点として地域住民の学習及び研修の場とし、あわせて生活の合理的な改善を促進し、健全な地域社会をつくるため
- ③大東バレーボール記念館、伊勢館公園野球場、伊勢館公園テニスコート  
市民の心身の健全な発達と体力の向上に寄与するため

(3) 施設設置年月

興田市民センター（大東開発センター）	昭和47年7月
興田市民センター丑石体育館	平成9年1月
興田市民センター天狗田体育館	平成2年3月
興田市民センター中川体育館	昭和63年1月
興田市民センター京津畑体育館	昭和57年11月
興田市民センター興田体育館	昭和43年3月
大東バレーボール記念館	平成7年3月
伊勢館公園野球場	昭和59年3月
伊勢館公園テニスコート	昭和59年3月

(4) 指定管理者団体指定期間

- ①興田市民センター（大東開発センター）、興田市民センター丑石体育館、興田市民センター天狗田体育館、興田市民センター中川体育館、興田市民センター京津畑体育館、大東バレーボール記念館

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

- ②興田市民センター興田体育館、伊勢館公園テニスコート

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間

- ③伊勢館公園野球場

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間  
(指定初年度：令和3年度)

(5) 団体選定形態

非公募による

(6) 利用料金制採用の有無

有

(7) 令和6年度指定管理料

28,210,000 円

## 第2 監査の結果

令和6年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。

## 監査結果報告書

### 厳美市民センターほか2施設

#### 第1 指定管理の概要

施設名 厳美市民センター（自然休養村管理センター）、厳美市民センター山谷分館、厳美市民センター達古袋分館  
指定管理者 厳し美しの里協議会  
担当課 いきがいづくり課

- (1) 施設の所在地  
一関市厳美町字沖野々116番地6
- (2) 施設の設置目的
  - ・市民の生涯学習活動を推進し、かつ、主体的な地域づくり活動を支援するため。
  - ・観光農林漁業の振興を図るとともに、市民に対し、自然環境の中で憩いと安らぎの場を提供するため。
- (3) 施設設置年月日  
昭和26年4月1日（厳美市民センター）
- (4) 指定管理者団体指定期間
  - ・令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間
  - ・令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間  
（指定初年度：令和4年度）
- (5) 団体選定形態  
非公募による
- (6) 利用料金制採用の有無  
有
- (7) 令和6年度指定管理料  
22,602,000 円

#### 第2 監査の結果

令和6年度における施設の管理運営については、関係法令等により概ね適正に実施されていると認められた。

なお、その他事務処理方法等に改善や見直しが必要と認められた事項については別途指導した。